

# 市第3号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

1	提案理由	.....	2
2	改正の概要	.....	3
3	施行予定日	.....	3

## 1 提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等の改正により、生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務が、新たに個人番号利用の対象となりました。

これにより、「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（以下「条例」という。）」における、当該外国人の個人番号利用に関する規定が不要となるため、条例の一部を改正します。

## 2 改正の概要

個人番号の利用範囲等について定めている別表第1及び別表第2中の「生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」の規定を削除します。

## 3 施行予定日

令和8年6月14日

(外国人保護に関する事務の情報連携開始日から施行します。)